

投資奨励委員会事務局 告示

P - 9 / 仏暦2544年（2001年）（仮訳）

件名 第30条による原材料および副資材の許可検討の原則

第30条による原材料および副資材の許可検討に関し、明確性をもたらすために、仏暦2520年投資奨励法、仏暦2534年増補改訂（第2版）第13条および第30条による権限により、第30条による原材料および副資材の許可検討の原則を規定する。以下による。

1. 事務局が公示規定するところに従い、国内に生産者を有しない原材料あるいは副資材でなくてはならない。
2. 奨励の許可を受けた生産方式に合致した原材料あるいは副資材でなくてはならない。
3. 事務局が公示規定する定義にしたがう原材料あるいは副資材でなくてはならない。
4. 国内に生産者を有しないが、国内の生産者が製造の可能性を有する原材料および副資材の場合、例えば、成型金属加工部品、鍛造金属部品、鑄造金属部品、成型プラスチック部品、成型ゴム部品などは、事務局は、最初の1年間に関して、1年の条件からなる許可をする。以後の年の生産に使用するために、被奨励者に国内での部品生産者を探しコンタクトする期間を持たせるためである。
5. 前述の原材料あるいは副資材を生産できないという国内の生産者からの事務局に対する文書を、被奨励者が提示し、以後の年の許可検討を受ける場合を除いて、事務局は、第4項終了後に、1年の条件の許可をえた原材料および副資材リストを許可しない。
6. 奨励の許可を受けた生産方式に合致した原材料あるいは副資材であるが、国内での生産が無く、難解な製造あるいはEngineering Assemblyの場合極度な精密性をもつ部品からなり、それらは、計測、品質の検査、トレランスを提出する組み合わせ部品でなくてはならず、あわせて特定目的の検査機械の使用による厳密なさまざまな規定事項による結果を得るために、製造後の検査も含むものであり、これについては、許可を検討する。

上段の実施方法は、事務局が検討に当たっての指針として見なす一般的な原則とする。この告示により判定不可能な問題を有する場合には、投資委員会長官が、決定判定者となる。

告示日 仏歴2544年（2001年）11月12日

署名 チャクラモン・パスカワニット

投資委員会長官

この翻訳は、告示日2001年11月12日付の投資委員会事務局告示P-9 / 仏歴2544年の翻訳であるが、利用に当たっては、タイ語による原本に依拠されるようお願いいたします。